

賃 貸 借 契 約 書 (案)
(長期継続契約)

1	物件名	ユニフォーム 賃貸借
2	賃借場所	宝塚市小浜4丁目地内 宝塚市立病院
3	契約期間	契約日 から 令和7年(2025年)3月31日 まで
	賃貸借期間	令和3年(2021年)4月1日 から 令和7年(2025年)3月31日 まで
4	契約金額	別紙単価表のとおり
5	契約保証金	免除
6	契約金額の 請求方法	1カ月の賃貸借終了時に月額を請求
7	その他	無

上記の物件について、賃借人宝塚市立病院と賃貸人とは、次の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 (20 年) 月 日

賃借人 宝塚市小浜4丁目5番1号
宝塚市立病院
宝塚市病院事業管理者 明石 章則

賃貸人 (住所)

(氏名)

(総 則)

第1条 賃借人(以下「甲」という。)と、賃貸人(以下「乙」という。)とは、甲が宝塚市立病院で使用するユニフォーム等の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

(目 的)

第2条 この契約は、甲が乙より別紙契約内容明細書(以下「内容書」という)に記載するユニフォーム等を定期的、反復的に賃借し、甲における就業環境の清潔衛生を主眼として、生産性の向上に寄与する事を目的とする。

(所有権)

第3条 甲が乙より賃借するユニフォーム等の製品(以下「本件物品」という)と、これに付帯する保管具等の所有権は乙にあり、本件物品の洗濯、補修等はすべて乙において行い、甲は乙以外の所、又は甲自身において洗濯、補修等を行わないものとする。

(目的物)

第4条 甲が乙より賃借する本件物品は、内容書に記載のものとし、甲の営業上の使用目的に適合するものでなければならない。なお、甲が本件物品を不適合と判断した場合には、乙は速やかに本件物品を交換するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約により生ずる義務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(料金及び支払方法)

第6条 甲が乙より賃借する本件物品の賃借料は、内容書に定めるとおりとし、甲は毎月20日までに契約人数の報告を乙に対して行う。

2 乙は、毎月末日に締切り、賃借料の合計額に消費税および地方消費税(1円未満の端数は切り捨てる)を加算した上、甲に請求するものとし、甲は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正によって税額等に変動が生じた場合、甲は、この契約を変更することなく賃借料に相当額を加減して乙に支払うものとする。

3 契約人数(数量)の計算は、月度途中で退職あるいは増員があっても増減しないものとする。

(賃貸料の改定)

第7条 賃貸料は甲と乙が協議の上、変更できるものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 使用開始日までに物件の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為

をしたとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約に基づく監督又は検査の実施に当たる職員の職務の執行を妨げたとき、又は指示に従わないとき。

(4) 第5条の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(6) 第12条第1項の規程によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時賃貸借の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、甲にその損失の補償を請求することはできない。

3 乙は、第1項の規定により、この契約が解除された場合においては、賃借料の総額の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは賃借料の総額から履行部分に対する支払相当額を控除して得た額の100分の10に相当する額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、違約金を上回る損害が甲にあるときは、乙は、その損害額を甲に賠償しなければならない。

4 第1項第1号から第6号までの規定により契約が解除された場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は

当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

5 甲は、契約を解除したときは、現に甲において貸借中の本件物品を速やかに乙に返却するものとする。

(談合その他の不正行為による甲の解除権)

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)

(3) 乙に違反行為があったとして行った公正取引委員会の審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により審決の取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除した場合においては、賃借料の総額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(賠償額の予定等)

第10条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、賃借料の総額の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。履行が完了した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、賃借料の総額の100分の20に相当する額を超える場合には、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第11条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、甲が乙に支払うべき金額について、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は当該契約を変更又は解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は乙に対し、損害賠償の責を負う。

3 前項の規定における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第12条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により履行を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は乙に対し、損害賠償の責を負う。

3 前項の規定における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(相殺)

第13条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する業務代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(解除に伴う措置)

第14条 契約が解除された場合においては、甲は、業務の既済部分を確認したうえ、既済部分に相応する業務代金を乙に支払わなければならない。

2 契約が解除された場合においては、乙は次に定める措置を採らなければならない。

(1) 契約場所等に、その所有に属する作業機器等（以下「器材」という。）があるときは、これを搬出しなければならない。

(2) 前項の場合において、乙が一定の期間内に器材を撤去しないときは、甲は乙に代わって当該器材を処分することができる。この場合において、乙は、甲の処分等について異議を申し立てることができない。

(3) 第1号及び前号に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第8条又は第9条規定による甲の解除権の行使であるときは甲が定め、第12条の規定による乙の解除権の行使であるときは甲乙協議して定める。

(転貸の禁止)

第15条 甲は乙より借り受けた本件物品を善良なる管理者の注意をもって保管使用し、転貸を行ってはならない。

(仕上げ・受け渡し)

第16条 仕上げ方法、貸与数、取替枚数は内容書に記載のとおりとする。

2 乙は本件物品を甲の指定する場所にて定期的に甲の立ち会いの上、洗濯物の納入、回収を行う。

3 洗濯交換日は週2回とし、甲乙協議の上曜日を定めることとする。

ただし、年末年始等、特別な事由による洗濯交換日の変更についてはあらかじめ甲乙協議して決定する。

(物品の棚卸)

第17条 乙は必要と認めるときは甲の同意を得て、甲の立ち会いのもとに本件物品の棚卸をすることができる。

(補修・管理)

第18条 乙は甲に委託した物品に使用している個人ネーム札が剥離したり、ボタンとれ及びほころび等が生じた時は、速やかに修復又は取り替えをし、ユニフォームの維持管

理を行う。又、甲の責に起因する修復・取り替えが生じた場合、別途料金を乙に支払うものとする。

(増員・減員)

第19条 乙は甲より数量増加の申し出を受けた場合、速やかに本件物品を調達するものとする。又減員の場合、甲は乙に対して翌月末日までに本件物品を返却するものとする。

(物品の紛失等による損害賠償)

第20条 甲が乙より賃借した本件物品を故意または過失、その他甲の責に帰すべき事由により、紛失又は汚損、第19条における返却の遅滞等があった場合、その不足分について乙は内容書記載の購入価格を損害賠償として甲に請求することができる。

ただし、甲は本件物品の通常生じる損耗、破損については賠償の責を負わない。

2 第19条における返却について、乙は減員処理日の翌月末日までに返却がない場合、甲に未返却分の通知を行う。通知の翌月末日までに返却がない場合、乙は前項記載の金額を賃借料に加算し甲に請求する。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第21条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務が完了した後も同様とする。

また、個人情報の適正な取り扱いを図るため、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守すること。

(紛争の解決等)

第22条 この契約条項に定めのない事項並びに契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、その解決に当たるものとする。